

# 大阪大学大学院国際公共政策研究科ライブラリー利用規則

(大阪大学大学院国際公共政策研究科研究支援室委員会)

大阪大学大学院国際公共政策研究科（以下「O S I P P」という。）ライブラリーの利用については、この規則の定めるところによる。

## 1. 開室時間及び閉室：

開室時間は、次のとおりである。

- (1) 授業期間：月曜日から金曜日の9時から19時まで
- (2) 授業休業期間：月曜日から金曜日の9時から17時まで

閉室は、土・日曜日、祝（休）日、年末年始とし、臨時閉室については、その都度定め、メール・HP・掲示等で通知する。

## 2. 利用者：

大阪大学の教職員・学生のほか、学外者も利用できる。

## 3. 利用心得：

利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 携帯電話の使用と飲食を禁止する。
- (2) その他、他人の迷惑になる行為は禁止する。

## 4. 利用手続：

- (1) O S I P P・法学研究科・経済学研究科・高等司法研究科の教職員・学生以外の利用については、入室の際、学生証または身分証を提示しなければならない。
- (2) かばん、コートなどの持ち物は、入室後に入口のロッカーに入れてから利用すること。  
ライブラリー内へのかばんの持ち込みは禁止する。特別な必要がある場合は申し出ること。

## 5. 貸出冊数及び期間

貸出冊数及び期間は、別紙『貸出基準一覧表』のとおりである。

## 6. 貸出の手続

学生証または身分証を提示し、次の手続きを行う必要がある。

- (1) 貸出に際しては、『資料貸出カード』または『一時持出カード』に必要事項を記入すること。
- (2) 他の利用者がない場合は、貸出期間の延長を妨げない。
- (3) O S I P P研究支援室委員長が特に必要と認めたときには、貸出中の当該資料の返却を求めることがある。

## 7. 資料の返却

貸出資料は、所定の期日までに返却しなければならない。期日内に返却しなかった者には、以後、資料の利用を停止する場合がある。

## 8. 延長

貸出予約のない場合は、1回限り延長することができる（延長期間：1週間）。

## 9. 資料の紛失・汚損

資料を紛失・汚損したときは、ただちにその旨を届け出て、職員の指示に従わなければならない。

### 附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成11年5月20日から、施行する。

### 附 則

この改正は、平成21年8月4日から、施行する。

### 附 則

この改正は、平成22年12月16日から施行する。